南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町内における犯罪の発生を抑止し、安全安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として、町内の住宅（共同住宅を除く。以下同じ。）に家庭用防犯カメラを設置した者に対してその設置に係る経費の一部を補助するため、南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、南知多町補助金等交付規則（昭和50年南知多町規則第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 家庭用防犯カメラ

　犯罪の防止を目的として自らの住宅の敷地内を継続的に撮影するために屋外に固定して設置されるカメラであり、かつ、画像を撮影し記録する機能を有するものをいう。

1. 画像

　家庭用防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

1. 記録媒体

　家庭用防犯カメラにより撮影された画像を記録するもので、ハードディスク、ＵＳＢメモリ、ＳＤカード等をいう。

1. 表示板等

　ステッカー、看板等により家庭用防犯カメラの設置を示すものをいう。

（補助の対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

1. 家庭用防犯カメラを設置する町内の住宅に現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）に基づく本町の住民基本台帳に記載されていること。
2. 家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者であることまたは当該住宅に家庭用防犯カメラを設置することに関し、当該住宅の所有者の同意を得ていること。
3. 町税の滞納がないこと。

（補助の対象事業）

第４条　補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

1. 南知多町家庭用防犯カメラ設置基準（令和３年９月１日施行）に定める基準

を遵守するとともに、防犯カメラ管理運用規定を策定していること。

1. 町内の住宅に対して前号に規定する基準に従い家庭用防犯カメラを設置する

こと。

1. 家庭用防犯カメラで撮影した画像を確認するモニター、当該撮影した画像を記録する録画装置及びその他の家庭用防犯カメラと一体的に機能する機器（スマートフォン、タブレット端末及びパソコン等を除く）を設置すること。
2. 家庭用防犯カメラを設置している旨の表示板等を掲示すること。

２　前項の規定にかかわらず、家庭用防犯カメラ、モニター、録画装置及びその他

の家庭用防犯カメラと一体的に機能する機器（以下「家庭用防犯カメラ等」とい

う。）を賃借により設置した場合は、補助事業としない。

　（補助対象経費）

第５条　この要綱による補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」とい

う。）は、補助対象事業に要する経費とし、維持管理に係る経費を除くものとする。

（補助金の額）

第６条　この要綱による補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（そ

の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、１万円を

上限とする。

　（補助金の交付申請）

第７条　この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、家庭用防犯カメラ等を購入する前に、南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第１号）に必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　この要綱による補助金の交付は、１住宅につき１回限りとする。

（補助金の交付決定等）

第８条　町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の交付の決定に際し条件を付することができる。

３　町長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、その旨を南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第９条　申請者は、第７条の申請を取下げようとする場合は、南知多町家庭用防犯カ

メラ設置費補助金交付申請取下届（様式第４号）により、速やかに町長にその旨を

届け出なければならない。

（補助事業の変更）

第10条　補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の内容を変更しようとする場合、

南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定変更申請書（様式第５号）に変更

内容がわかる書類を添えて町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を申請者に南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定変更通知書（様式第６号）により通知するものとする。

３　町長は、本条第１項の申請が不適当と認めたときは、南知多町家庭用防犯カメラ

設置費補助金交付決定変更不承認通知書（様式第７号）により、申請者に通知する

ものとする。

（実績報告等）

第11条　補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了した日から起算して30日以

内又は交付決定を受けた日の属する年度の３月１日のいずれか早い日までに南知多

町家庭用防犯カメラ設置費補助金実績報告書（様式第８号）に必要と認める書類を

添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条　町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を申請者に南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金確定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

（補助金の請求等）

第13条　申請者は前条の規定による通知を受けた日の属する年度の３月31日までに

南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付請求書（様式第10号。以下「請求書」

という。）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部

又は一部を取り消し、南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定取消通知書

（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

1. 虚偽の申請その他の不正行為により、補助金の交付を受けたことが判明したとき。
2. 補助金を補助対象経費以外に使用したとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合は、既に交付

した補助金を町長の定める期日までに返還を命ずることができ、その返還命令は

南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金返還命令書（様式12号）により行うもの

とする。

（財産の管理及び処分の制限）

第15条　この要綱による補助金の交付を受けて設置した家庭用防犯カメラ等は、第９

条の規定による交付決定を受けた日から起算して５年間、補助金の交付の目的に反

して使用、譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、

家庭用防犯カメラが故障又は滅失等した場合、申請者の責めによらないものであ

るときはこの限りでない。

　（町による調査）

第16条　町長は、補助金の交付を達成するため必要な範囲において、この要綱による

補助金の交付を受けて取得した家庭用防犯カメラ等の使用状況について調査を行う

ことができる。

　（その他）

第17条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。